

「Ducati バイク保険プレミアムライド」タイヤパンク補償サービス約款

本サービスは、Ducati バイク保険プレミアムライドのご契約者様（以下「加入者」といいます。）およびご契約のお車（以下「対象自動車」といいます。）に対して、以下の条項に従ってサービスを提供致します。

第 1 条【本サービスの対象】

ドゥカティ車をご契約のお車とした当社指定の専用バイク保険（Ducati バイク保険プレミアムライド、保険募集代理店：ドゥカティ ファイナンシャル サービス）をご契約の加入者に提供されるものとします。

第 2 条【本サービスの提供期間】

1. Ducati バイク保険プレミアムライド保険期間初日から保険終期までとします。
2. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、本サービスを受けることはできません。

- ・Ducati バイク保険プレミアムライドが解約・失効等となった場合
- ・対象自動車の譲渡等により、お客様が使用者でなくなった場合
- ・対象自動車が日本国外に持ち出された場合

第 3 条【本サービスの内容】

1. 前条（本サービスの提供期間）に定める本サービス提供期間中に、日本国内において偶発的な事故または人為的に第三者によりなされた損傷（以下「事故」といいます。）により対象自動車に装着されたタイヤがパンク損傷を被り、ドゥカティ正規販売店に入庫された場合にその修理を本サービスとして提供します。
2. 修理は新品タイヤへの交換またはパンク補修のいずれかで実施し、交換の場合は同一のものとの交換とします。同一のものがご用意できない場合は同等の代替品との交換とします。いずれの場合もタイヤ 1 本分の損害に限ります。
なお、タイヤの単独損害に限ります。ポディ（ホイールを除きます。）とタイヤに同時に損害にあった場合は対象外です。
3. 本サービスの提供は、ドゥカティ正規販売店での修理にて実施し、いかなる場合であっても、お客様に対する金銭交付は行いません。

第 4 条【修理サービスを提供する販売店】

前条（本サービスの内容）に定める修理サービスはドゥカティ正規販売店でのみ提供します。

第 5 条【修理サービスの限度額】

第 3 条（本サービスの内容）に定める修理サービスは、次に掲げる補償限度額からお客様負担額を控除した金額（以下「サービス限度額」といいます。）を上限に実施し、本サービスの提供に要する費用がサービス限度額を超える場合には、当該超過部分の費用については、お客様が負担するものとします。

サービス限度額 27,000 円（補償限度額 30,000 円 - お客様負担額 3,000 円）

第 6 条【本サービスの提供回数】

本サービスの提供は、第 2 条（本サービスの提供期間）に定めるサービスの提供期間において 1 回に限ります。

第 7 条【本サービスの提供方法】

サービスの提供を受ける場合には、ご加入者様はドゥカティ正規販売店に対象自動車をお持ちいただき、以下の必要書類をご提出の上、お申しつけください。

* 必要書類：①Ducati バイク保険プレミアムライド「タイヤパンク補償サービス」サービス依頼書原本（必要事項記載）②自動車保険証券コピー③納品請求書④写真 2 枚（損傷部位およびナンバープレート含む全体）

第 8 条【その他補償との関係】

1. 第三者からの賠償その他本サービス以外のサービス等から補償される損害に対しては、本サービスを提供しません。
2. 前項の規定にかかわらず、第三者からの賠償その他本サービス以外のサービス等からの補償を充当してもなおお客様の自己負担額（自動車保険の免責）が発生し、かつ、当該負担額が本サービスのお客様負担額を超える場合には、サービス限度額の範囲内で本サービスを提供します。

第 9 条【本サービスを提供しない場合】

次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を受けることはできません。

1. ドゥカティ正規販売店以外で修理を実施するあるいは実施した場合
2. 本サービスの提供に際して、当社に対して虚偽の申告がなされた場合
3. 事故が発生した日から 30 日を経過した後に、ドゥカティ正規販売店へ事故通知または対象自動車の修理のために入庫された場合
4. 直接または間接を問わず、次の事由によって対象自動車が損傷した場合
 - ① お客様またはお客様の許可を得て対象自動車を運転した者の故意
 - ② 法令により定められた運転資格を持たない、または酒酔い・酒気帯びもしくは麻薬・大麻・アヘン・覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象自動車を運転していた場合に生じた損傷（ただし、対象自動車につき、正当な権利のない者が運転している場合を除きます。）
 - ③ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
 - ④ 詐欺または横領
 - ⑤ 核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ⑧ 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用（レース・ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積積等）
 - ⑨ 対象自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他の自然の損傷
 - ⑩ 故障（偶然かつ外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的損傷をいいます。）
5. 対象自動車から取り外されたタイヤに損傷が生じた場合

第 10 条【本約款の変更】

当社は、本約款を予告なくいつでも変更することができるものとします。この場合、変更以降の本サービスの提供内容、提供条件を含め、すべて変更後の約款が適用されるものとします。

第 11 条【個人情報の取扱いについて】

当該個人情報を重要なものと認識し、その取扱につきましては細心の注意を払っております。保険契約に際して取得した個人情報につきましては、本制度運営の目的に必要な範囲で書面または電子媒体により、業務委託先等に提供します。ただし、加入者様ご自身のお申し出により、当該加入者様ご自身の個人情報の第三者提供を停止することができます。並びに、自己に関する個人情報の開示を請求できます。個人情報の開示・停止等の請求窓口、個人情報に関するお問合せは、次のサービス事務局にご相談ください。本サービス提供に必要な個人情報を取扱をご了承頂けない場合、本サービスの提供をお断りすることがあります。業務委託先に個人情報を預託する場合は、個人情報を保護するための必要な措置を講じうえ預託します。

本約款は 2017 年 12 月 20 日から発効します。

<サービス事務局>

ドゥカティ ファイナンシャル サービス
Ducati バイク保険プレミアムライド 事務局

*ドゥカティ ファイナンシャル サービスはフォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ジャパン 株式会社 が運営するファイナンス部門です。